

「エコみらいとくしま」会議室等貸出要綱

(目的)

第1条 エコみらいとくしまは、環境保全活動団体（以下「団体」という。）に対し、エコみらいとくしまのスペースを利用し、会議及び、研修等として使用できる場を貸出し、団体の活動をサポートするとともに、徳島県と団体とが協働で事業を実施することにより、環境保全活動の基盤強化や活動の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、団体とは、自発的に 社会的・公益的な環境保全活動を行っている団体をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 宗教活動により、宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 二 政治活動を行い、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- 三 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下「公職」という。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体

(要件)

第3条 エコみらいとくしまの会議室を使用できる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。ただし、徳島環境サステナブルネットワークの会員及び知事が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- 一 特定非営利活動法人又は法人格を有しない団体であること。ただし、特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法第11条第1項第3号における活動の種類において、定款に環境の保全を図る活動の記載があること。
- 二 主として徳島県内に拠点を設け環境保全活動を行っている、又はこれから始めようとしている団体であること。
- 三 エコみらいとくしまの会議室の使用により、徳島県の環境保全活動の促進に寄与すると認められること。
- 四 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- 五 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にないこと。

(団体登録)

第4条 エコみらいとくしまの使用を希望する団体は、あらかじめ団体登録申請書（様式第1号）により登録の申請をしなければならない。ただし、徳島環境サステナブルネットワークの会員及び前条第1号に規定する特定非営利活動法人については、これを省略することができる。

- 2 知事は、前項の規定により申請のあった団体のうちエコみらいとくしまを使用することが適当であると認められるものを登録し、エコみらいとくしま登録証（様式第2号）（以下「登録証」という。）を交付する。

(登録内容の変更)

第5条 前条第2項の規定により登録証の交付を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、申請内容に変更が生じた場合、同条第1項に準じて速やかに団体登録変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

(登録の取消し等)

第6条 知事は、団体登録申請書に虚偽の記載があった場合、登録団体に重大な瑕疵があった場合又はエコみらいとくしまを使用することが適当でないと認められる場合は、登録を取り消すことができる。

- 2 登録団体が登録抹消を希望する場合は、団体登録抹消申請書(様式第4号)に登録証を添えて申請するものとし、知事は当該団体の登録を抹消するものとする。
- 3 第1項の規定により登録を取り消された団体は、登録証を返却しなければならない。
- 4 知事は、エコみらいとくしまの使用が適切でないと認められる場合、使用を拒否することができる。
- 5 登録証を紛失した場合は、エコみらいとくしま登録証再発行申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、エコみらいとくしまに関し、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月22日から施行する。

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。